



自家発ゼミナール 19

移動用発電設備の取扱いについて(その4)

今月号では、電気事業法により10kW以上の移動用発電設備を使用する際に、使用者（建設業者等）に対して義務付けられている「主任技術者の選任、届出」について解説します。

Q1

電気事業法では「主任技術者の選任、届出」について、どのように定めているのですか。

A1

電気事業法第43条において、次のとおり定められています。

(主任技術者)

第43条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、経済産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 事業用電気工作物を設置する者は、主任技術者を選任したとき（省略）は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

なお、電気事業法第43条の規定を、建設工事現場等で使用される移動用発電設備の主任技術者の選任に関するケースに即して説明すると、次のとおりになります。

電気事業法第43条第1項について

事業用電気工作物としての適用を受ける出力10kW以上の移動用発電設備の使用者（建設工事業者等）に対して、設備の維持管理等を行う保安の監督者として、主任技術者免状の交付を受けている者（有資格者）のうちから、主任技術者を選任することが義務付けられています。

電気事業法第43条第2項について

主任技術者の選任に際し、社内に有資格者がいない場合は、経済産業大臣の特別の許可を受け、有資格者以外の者を選任できるとこととされています。なお、この場合の許可の対象設備及び対象者の基準が、経済産業省の運用通達「主任技術者制度の解釈及び運用について」により定められています。

注：電気事業法では発電設備の原動機の種類により、選任する主任技術者が定められています。建設工事現場等で使用される移動用発電設備の原動機は、現在、ほぼ全てディーゼル機関であることから、選任する主任技術者は「電気主任技術者」となります。

Q2

移動用発電設備に関する電気主任技術者の選任では、有資格者がいない場合、電気事業法第43条第2項の選任許可に基づく方法が、多く用いられているのですか。

A2

移動用発電設備を使用する建設業者のうち、特に中小の建設業者では社員の中に有資格者がいないケースが多いと思われます。

電気主任技術者の選任には外部へ委託する方法もありますが、費用や手続面から考えると、これらの建設業者のほとんどは、許可申請により電気主任技術者の選任を行っているものと思われます。

Q3

「主任技術者制度の解釈及び運用について」により、主任技術者の選任許可の基準が定められているとのことですが、電気主任技術者を選任する場合の許可の対象設備、対象者について教えてください。また、手続きとしてどのような書類の提出が必要になりますか。

A3

電気主任技術者の選任許可における対象設備、対象者及び提出書類は次の表1のとおりです。

表1

項目	基準（設備、人、提出書類）
対象設備	出力500kW未満の発電設備
対象者	1. 高等学校、高等専門学校又は大学の電気工学系の卒業生 2. 第一種電気工事士の資格取得者 3. 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者 (※上記三つの何れかに該当すること。)
提出書類	1. 主任技術者選任許可申請書（様式第45） 2. 添付書類 ・ 選任を必要とする理由書 ・ 選任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用に関する知識及び技能に関する説明書（実務経験の内容を詳細に記載した実務経歴も記載）
提出先	経済産業大臣又は所轄経済産業保安監督部等

注：選任許可申請の手続上の留意事項

1. 許可の対象となる発電設備は1台当りの出力が500kW未満のものです。一つの事業場で複数の発電設備を並列して使用する場合は、並列したものが一つの発電設備と見なされるため、並列した発電設備の合計出力も500kW未満でなければなりません。
2. 電気主任技術者の選任は、建設工事現場等で発電設備を実際に使用している者に義務付けられています。元請会社が請け負い、監督する建設工事現場等でも、下請会社が発電設備を使用する場合は、下請会社に電気主任技術者の選任の義務が課せられます。

Q4

自家用発電設備専門技術者（可搬形発電設備専門技術者）の資格は、移動用発電設備の電気主任技術者の選任許可申請において、どのように活用されているのですか。

A4

電気主任技術者の選任許可申請において、申請者が前記表1中の「対象者3. 上記に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者」に該当するかどうかは、提出された実務経歴書等に記載の実務経験の審査により判断されます。

自家用発電設備専門技術者（可搬形発電設備専門技術者）の資格は、この実務経験を審査する際の判断材料として有効活用されています。